

# 区政のことが聞きたい

## 第3回定例会 一般質問(要旨)

\*詳しい内容は会議録をご覧ください。  
会議録は、作成次第、区議会事務局、議会情報コーナー、区立図書館、行政情報コーナーに備えます。また、区議会ホームページでもご覧になれます。

### 「豊島区の 将来展望」

竹下 ひろみ  
自民党豊島区議員

の交通手段として、途上国に再生自転車と再生自転車を再生自転車海外譲与事業は、昭和63年に本区が始め、国際的にも高い評価を受けている。途上国の母子福祉の発展に向けて本事業を継続・拡大すべきだが、今後の進め方と具体策は。

副区長 外務省の国際協力支援事業の活用等、事業資金確保に努める。本事業は、通常の公務では経験できない多くのことを学ぶことができ、福祉向上にも大きく貢献できる支援事業として、今後も積極的に進めていく。

副都心のまちづくりについて、(1)ランドビジョン2008に記載されている造幣局周辺の開発について、地元住民から不安の声や周辺整備への要望等が聞かれているが、①東池袋まちづくり懇話会の目的、今後の検討スケジュール、事業着手の時期は②懇話会とは別に、地域住民との意見交換も必要では。

副区長 ①東池袋の地域特性等を踏まえた土地利用となるよう調整することが目的。造幣局の中期計画(5年計画)の期間内には土地利用を定め、都市計画決定から事業着手したい②街づくりの方針を検討する段階で、意見を伺う機会を設けたい。

副区長 (2)LR T導入について、①道路交通を管理する警察の理解が得られず、なかなか工事に入らなかったケースなど、自動車交通に対する課題をどのように解決していくのか②LR T・コミュニティバスの実施に向けたスケジュールの想定は。

副区長 ①関係者による協議会を立ち上げ、課題を解決②LR Tは、5年以内の運行開始を目標

に掲げ、来年度から本格的に協議会を立ち上げる。コミュニティバスは、22年度早期の運行開始に向け、積極的に取り組む。

副区長 新庁舎整備について、(1)新庁舎の再開発事業を進めていく上で、重要な局面として予想されるものは何か。また、その対応策は(2)現庁舎地区跡地活用を今後どのように進めていくのか。

副区長 (1)最も重要な局面は、22年度後半の権利交換計画の作成段階。区は最大の地権者として、時にはリーダーシップを発揮し、事業に取り組み(2)新庁舎竣工を26年度後半と想定しており、跡地利用は24年度後半から事業者選定方法等の検討を進める予定。

副区長 安全安心なまちづくりについて、(1)組織犯罪根絶への取組みに向けて、①行政や職員を対象とした不当要求、いわゆる行政対象暴力に当たる事件について、本区の実態は②職員への研修等、行政対象暴力への対応の準備を③公共工事からの暴力団排除要綱等の整備は。また、警察と協定を締結し、暴力団排除を徹底すべき④改正暴対法には「地方公共団体による暴力団排除活動の促進」が規定されているが、区の対応は⑤生活安全条例に暴力団排除条項を加え、警察・行政・区民が一体となって暴力団を排除する環境を整えるべき。

副区長 ①事件に至ったものはない②管理職を中心に研修を実施。許認可窓口担当職員への研修等も検討③指名停止要綱に基づき、暴力団関係者等は入札・契約から排除できるとされているが、実際には排除できないのが現状。年度内を目標に区内警察署と協定を締結し、連携協

力を図る④青少年問題協議会等を通じて情報提供等を図り、暴力団排除活動促進に取り組む⑤条例改正の準備作業を進めている。

副区長 (2)耐震化への取組みについて、①木造住宅の耐震改修補助の上限が、せめて23区平均に届くような施策が必要では②非木造住宅への補助拡充やシェルター等への補助など、補助制度の多様化に向けた今後の取組みは。

副区長 ①補助金額引上げを検討②シェルターや簡易補強については、都や他区との状況を参考に、補助制度創設を検討。

副区長 区職員の病気休暇及び病気休暇制度の改善について、(1)現在の区の制度は、病気休暇が期間6カ月で給料は100%支給、治癒しない場合は病気休暇となり、2年間は給料の80%を支給するというもの。18年度は職員の6・17%で139人、約16人に1人が制度を利用しており、休暇取得者への給与の総額はおよそ1億4千800万円に上る。民間や納税者の立場から見て、この休暇制度は相当にかけ離れたものと感じるが、見解を問う(2)奈良市で5年間に8日しか出勤していない職員に給与の90%が払われている事件があった。原因究明と再発防止策を区としても講じるべき(3)病気休暇は90日に短縮し、

病気休暇は1年間だけ給与の80%を支給し、その後2年間は支給ゼロにするよう、直ちに制度を改善するよう提案する。

副区長 (1)社会一般の情勢に適切したものか常に検証を行い、見直しが必要な場合は速やかに行う(2)奈良市の事件は特別で、本区ではあり得ない(3)病気休暇制度は、来年度の第1回定例会で条例提案し、21年度から見直しを実施する。病気休暇制度は、連動した見直しを行うべく、速やかに本区職員団体に提案する。

副区長 地下鉄副都心線雑司が谷駅3番出入口前、目白通りの信号機及び横断歩道の設置について、(1)現在の雑司が谷駅3番出入口前、横断歩道場の危険性の認識は(2)環状5の1道路の整備を待つことなく、直ちに警察等と協議し、千登世橋交差点の信号機と連携する信号機及び横断歩道を設置すべき(3)信号機及び横断歩道の設置まで、パトロール強化や道路舗装の工夫、見やすい標識等で事故防止策を行うべき。

副区長 周知・歩道の路面表示等、現時点での安全対策を行う。

副区長 マンション駐車場の付置義務緩和措置について、(1)機械式駐車場や2段式自転車ラック等を撤去しても付置義務条例違反とならないよう、一定条件のもと付置義務の緩和を認め、個々のケースにあった利用を可能にする(2)今後のマンション管理組合や管理への支援策は。

副区長 (1)建物規模により緩和規定の差異が生じ、都条例と区条例の整合が図れないため、付置義務の緩和は困難(2)分譲マンション建替え・改修アドバイザー派遣助成を継続し、相談機能の充実を図る。

副区長 生活保護費の不正受給防止について、(1)豊島区的生活保護費は100億円の大半を越えている(2)豊島区と中央区だけが、保護人員も保護費も前年比5%以上の増加をしている。調査分析し、原因を究明すべき(2)不正受給防止には課税調査の強化が必要。税務課と連携した迅速な対応を求める(3)生活保護費の49%を占める医療扶助費は、保護継続のための通院になっていないか、重複診療や無駄な投薬がないか等、医療機関と連携しレポート等の調査、検証を行うべき。

副区長 (1)高齢者の比率が高いのが原因の一つ。より詳細に分析する必要性を認識しており、原因を究明(2)税務課との連携を強化し、専従の職員配置も視野に不正受給防止に万全を尽くす(3)保健師増員による保健指導を実施し、医療費の適正化に努める。

副区長 オートバイ駐車場の整備について、(1)二輪車の駐車場の不足の認識は(2)都・区道のパーキング

グメーター・チケットの一部を二輪車枠に変更するための協議を行うべき(3)歩道に設置している登録制自転車置き場に、二輪車駐車場の検討を(4)遊歩道上の二輪車違反車の取締り等を関係機関と協議すべき(5)商業ビルに、立地や目的に応じた二輪車駐車場の整備を指導すべき。

副区長 (1)大変深刻な問題と認識(2)法改正により、路上に二輪車専用パーキングチケットの設置が可能となったが、警視庁で二輪車専用への転用・新設の検討が進まない。区は推移を見守る(3)登録制自転車置き場は自転車法に基づく施設。二輪車駐車スペースの確保は困難(4)法による取締りはできない。啓発を強化する(5)都は駐車場条例の改正を現時点では考えていない。今後、検討する。

副区長 勤労福祉会館の自転車置き場の改善について、コンクリート製の巨大なフラワーポットや金網の撤去、また、裏の立体駐車場の利用方法等を再検討するなど、駐輪台数を増やす努力をせよ。駐輪スペースの確保に努める。

副区長 (1)届出を控えている診療所の数や実態は把握していない(2)診療所の数も少なく、各機関の機能も不十分で連携もスムーズでないなどが阻害要因の一つだが、要件緩和などの措置は難しい(3)仕組みが現実に可能であるのか、医師会とも相談し検討(4)看護師の不足と単価の高い訪問看護が敬遠される傾向⑤設置要件の緩和の可能性について検討(5)ケアタイム事業を実施。利用者本位のサービス推進のため、各関係機関との連携の基に、さらに調整に努める(6)資質向上のための研修を実施。今後、講演会や研修を積み上げ、的確なケアができる更なる資質

副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診

療推進の阻害要因への対処は(3)複数の診療所による24時間体制の構築のための検討は(4)訪問看護ステーションのあり方について、①訪問看護事業者数減少の背景と理由は②事業所間の連携による設置要件への対応は(5)在宅療養支援診療所と介護保険のケアマネージャーとの連携の実態及び連携のための対策は(6)ケアマネージャーやヘルパーに対する、医療面での知識を充実させるためのこれまでの対応と今後の対策は(7)病状の変化に対応した介護サービスの提供は(8)ボランティアの育成のための対応は。

副区長 (1)届出を控えている診療所の数や実態は把握していない(2)診療所の数も少なく、各機関の機能も不十分で連携もスムーズでないなどが阻害要因の一つだが、要件緩和などの措置は難しい(3)仕組みが現実に可能であるのか、医師会とも相談し検討(4)看護師の不足と単価の高い訪問看護が敬遠される傾向⑤設置要件の緩和の可能性について検討(5)ケアタイム事業を実施。利用者本位のサービス推進のため、各関係機関との連携の基に、さらに調整に努める(6)資質向上のための研修を実施。今後、講演会や研修を積み上げ、的確なケアができる更なる資質

副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診

副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診

副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診

副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診

副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診

副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診

副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診

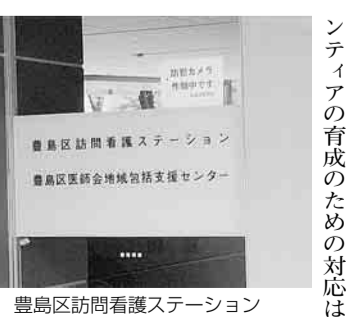
副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診

副区長 介護と医療の連携について、(1)在宅療養支援診療所制度への届出を控える診療所数及び支援診療所の区内の実態は(2)在宅診



豊島区の財政は…(平成19年度決算書)

母子保健や医療等を行う際



豊島区訪問看護ステーション

の向上に努める(7)「区分変更」の場合は、意見書の早期受理に努め、審査会にける順番の調整を実施(8)各福祉関係の事業者、取組みの強化を要請。

**問** 地域活動の情報発信整備について、(1)団体による自らの活動に関するアピールは(2)団体や個人の連携や協働により、より広い活動を展開するようになった事例は(3)区民の中から創造された活動に光をあてることにより、大きな相乗効果を生み出す仕組みの構築は(4)連携と協働により、新たな創造へと導いていくための情報発信整備は。

**区民部長** (1)区広報誌等の活用や活動場所の掲示板の利用など(2)地域の課題を解決するための様々な活動をアイポイントと地域通貨でつなぎ、参加者の輪を広げている例など(3)個々の区民活動団体側からも自発的に活動内容等を発信できることが必要(4)分散する様々な区民活動情報等を一元化し、区民活動団体、行政等とのネットワーク化の実現に向けた具体策を検討。

**問** 災害時要援護者対策について、(1)個人情報保護審議会の承諾を得て、内部共有名簿を第三者に提供できる仕組みの整備は(2)各地域の取組みの紹介は(3)地域で取組み可能な災害要援護者対策は。

**総務部長** (1)町会に対して内部共有名簿を提供できる仕組みづくりに向けて、引き続き検討(2)避難支援プラン作成マニュアルの中で、町会の取組事例を紹介(3)地域の皆様の積極的な取組みの推進を呼びかける。

**問** 浸水対策と雨水利用について、(1)駒込七丁目・東鴨五丁目地域の浸水対策について、(2)区がこの地域に対して行った対策は(3)具体的な面整備への区の積極的な参加は(4)周辺の雨水の整備や増設、染井壺園内に雨水をとどめる対策は(5)墨田区のような全区的な洪水対策と雨

水利用への取組方針は。  
**土木部長** (1)新雨水整備クイックプランの重点地区に位置付け、雨水の増設やグレーチング蓋への取替えなどを実施(2)公共施設などの地下部への貯留管や浸透枡の設置など、下水道局とも連携し検討(3)雨水枡12カ所のグレーチング蓋への変更と雨水枡の新設。霊園事務所には日常的な清掃の実施と抜本的な越流防止策を要請(4)区内浸水被害発生地域の整備などを下水道局へ強く働きかけるとともに、開発行為時の雨水貯留施設設置の指導強化を要請。

**問** 東鴨の都バス車庫用地の活用と周辺整備について、(1)この2年余りの検討内容と集客関連施設、多機能型福祉施設の設置は(2)東鴨地区街づくり協議会と都、区の連携・協議は(3)今後の取組方針は(4)国道17号線の横断歩道設置並びにバリアフリー化された横断施設などの設置は。

**都市整備部長** (1)都からは交通事業の収益が最優先である旨の方針が示されている。今後、具体的プランが出たら都と協議に入る(2)地元協議会と都、区で街づくりに関する様々な課題の話し合いを重ねている(3)新営業所の建設工事の着工を目前に、関係機関と調整を開始する。

**土木部長** (4)直線で設置できず危険であること。また、中央分離帯の撤去や信号の移設も伴うことから設置はできない。

**開発優先より、福祉・介護充実の区政を**  
日本共産党  
渡辺 くみ子

**問** 住民追い出しの「街づくり」はただちに撤回せよ。(1)区長は、池袋副都心・グランドビジョン

2008で「新庁舎建設を池袋活性化の起爆剤」と位置付け、16の開発リーディングをまとめた都市再生プロジェクトをスタートさせ、国の都市再生緊急整備地域に申請し、大型開発を進めようとしている。景気動向に左右され、失敗したら取り返しがつかないような再開発による手法での新庁舎建設はやめるべき。

**区長** 再開発事業による新庁舎整備をやめる考えはない。  
**問** (2)南池袋二丁目地区のB・Cゾーンの住民は再開発を望んでおらず、街並み再生方針の網かけを外してほしいとの声をあげている。①通常の都市計画より規制が緩和され、高層化を進めるなどの街並み再生方針は外すべき②行政が主導し、住民を街並み再生方針の流れに無理やり乗せるためのBゾーンのまちづくり懇談会はやめるべき。

**区長** ①継続していく②引き続き取り組んでいく。  
**問** 区民が安心して受けられる介護制度の拡充について、(1)国は、第4期事業計画について、参酌標準を変更しないと指示を出し、給付を抑制するため、要介護度2以下を給付から外す方向も提示している。①第4期事業計画を立てるに当たって、国の介護抑制方針をどう考えているか②区民の介護実態をどのように認識しているのか。

**副区長** ①適正なサービスの見直しはやむを得ない②家族介護や利用者の実態は承知している。  
**問** (2)二度にわたる介護報酬の引下げで、介護施設も在宅介護支援事業者も施設運営が厳しくなっている。①国庫負担割合を30%に引き上げるよう国に強く求めるべき②区として、施設への補助を行うようにすべき。

**副区長** ①区単独で要望することは考えてない②運営費の補助は考えてない。  
**問** (3)区は、特別養護老人ホームについて、今後4年間で100床

を整備するとしているが、介護報酬の引下げのもとでは民間が新たに参入してくるとは考えられない。区が直接つくるべき。  
**副区長** これまでどおり区民民営で対応したいと考えている。



特養ホーム山吹の里

**問** (4)国は、介護保険料減免3原則によって自治体独自の保険料減免への締めつけを行ってきたが、一般財源を投入し独自に実施する自治体も広がっている。①第4期事業計画では保険料を下げる努力をすべき②保険料の減免制度の拡充を実施すべき。

**副区長** ①基金を取り崩してでも値上げをしない方向で算定したい②一般財源を投入した減免制度を実施する考えはない。  
**問** 高齢者の孤独死が増えている。ひとり暮らし高齢者の安否確認は、安心・安全に暮らす上で区がやらなければならぬ最低限の責任。①ハローテレホン事業をただちに復活すべき②安否確認を含めて始められた高齢者配食サービスの制限を取り払い、必要とする高齢者に配食できるように制度の拡充をすべき。

**副区長** ①再検討したい②対象を拡大するとともに再検討する。

再生施策(LRTや東西デッキ等)では、その効果として、人口・歩行者交通量等の増加などを挙げている。しかし、それ自体では区民にとってメリットとは言えない。区民の生活にどんなメリットが生まれるのか、具体的な数値で示してほしい。

**政策経営部長** 都市機能向上によるメリットの全体像を、数値で示すことは難しいのが現状。  
**問** 以下3点から、都市再生施策への大きな投資は再検討すべき。①都心の狭い範囲での都市間競争は、過大な公共投資による疲弊を招く②都市間競争に勝たなくても、財調制度等で必要財源は確保できる③公共投資の優先分野は、インフラ整備が遅れている介護施設等では。

**政策経営部長** 都市再生関連の投資は、区の負担を最小限に抑えながら地域へのメリットの最大化を図る方針で臨んでいく。  
**問** 中長期的観点から見て、区が重点を置くべき分野は何か。  
**政策経営部長** 福祉等に大きな財源を充て、都市再生は最少負担で最大効果を得るべく努力。

**問** 新庁舎について、(1)高層部に住宅を配する民間との複合建築に対する不安の声が大きい。デベロッパーは契約を遂行できるのか(2)区分所有者による管理組合はうまく機能するのか(3)建替の問題や大規模修繕を含めメンテナンス等に対する不安がある(4)今後のスケジュールと当面進行する上での課題は(5)旧日出小舎の決定時点はいつか。

**区長** (1)参加組合員契約で、事業途中の解約では投入した資金を回収できなくなることから、一方的に解約といった事態は考えられない(2)管理規約において、主な建物共用の形態別に部会を設置する予定(3)管理規約で区分所有者間の権利等を明確にし、スムーズな施設管理等が図られるようにする(4)年内に都市計画

の答弁について、(1)発行回数を増やすなど、4月から新しくなった広報紙について、区民の反応は。また、子どもやお年寄りにも親しまれるコーナー等に関する検討状況は。あわせて、今後の広報は参加型・提案型が考えられるが、区民との情報交流等に対する考えは(2)第3回定例会からインターネットによる議会中継が始まったが、行政としてどのように評価しているか。

**区長** (1)概ね良い評価と認識。新コーナー等の新設は、今後具体化を図る。区民参加の広報紙づくりは、引き続き積極的に検討(2)画期的なものとして評価。行政を実感できる貴重な機会であり、政策ツールとしての活用も期待。



新しくなった広報紙

**問** 再開発組合設立、事業計画認可、23年度に権利交換計画認可を予定。参加組合員の選定が当面の課題(5)条例案の区議会提案時。  
**問** スポーツ施設について、(1)長崎・第十中学校跡地の整備では、公式試合ができるスペースを確保できるのか(2)長崎・第十中学校跡地の工事を同時期に行う場合の代替地は(3)温水プールの温水を利用して、足湯など、地元への休息の場を提供できないか(4)「トキワ荘アーカイブ資料館」を西部スポーツセンターの一角に設置できないか。

**施設管理部長** (1)長崎中跡地に整備する多目的広場は、少年サッカーの公式戦が開催可能な規模。大会もできるサッカー・ラグビー場は第十中跡地で整備を検討(2)工期に重複がない範囲で整備(3)公園整備を具体的に計画していく中で検討(4)設置については、幅広い視野で検討。

**問** 施策・事業の考え方からの財政について、(1)これまでの行政評価の取組みの実績と今後の展開は(2)政策レベルからの行政評価を実施すべき(3)世界経済が悪化する中、政策実現、借金返済、新庁舎整備等、すべてやり切るだけの財政があるのか心配。最重要課題は借金返済と考えるが、危惧される問題点は。  
**区長** (1)実績は歳出削減等。本年度は休止し、課題を整理した上で来年度再開予定(2)今後も制度改善を図り、より有効な行政評価となるよう努める(3)負債償還が最重要課題との認識は同感。

**問** 教育問題について、(1)大分県の職員採用の汚職事件をどうとらえているか(2)民間校長の採用についての考えは(3)全国学力テストについて、①学力テストのとりえ方と保護者の反応は②平均正答率を公表しない理由はなかつたか。(1)国や都からの政策支援の情報やアンテナを張るような事前の交渉・相談をどの

**教育長** (1)極めて遺憾(2)登用は今のところ考えていない(3)児童等の学力を把握し、授業改善に役立てるための調査と認識。家庭での学習等について見直すきっかけになった等の反応があった(2)調査結果を生かした授業改善推進プランの作成と実施に重点を置いている(4)学校保健衛生管理の基準に基づき、安全確保に努めている(5)72項目の実施施策の中で、19年度は69項目について取り組んでいる。成果を上げていく施策はさらに充実し、課題のある施策は確実に取り組めるよう、学校への支援を図る。

**問** 都市再生緊急整備地域の進捗について、(1)今後の環境戦略は(2)都市再生緊急整備地域の意義と環境政策との両立は(3)緊急整備地域に指定されるための具体的な要件は(4)「公共貢献」とは。  
**区長** (1)これまでの環境戦略に継続性・統合性・実現性の視点を加え、具体的な施策を展開。  
**都市整備部長** (2)民間の力を都市再生に投入していただくという意義。都市再生と環境の融合は、環境に配慮した建築計画を行うとともに、総合的に環境対策に取り組むことが重要(3)民間による都市再生事業の有無(4)環境都市づくりを進める池袋では、地域冷暖房施設等が考えられる。

**問** 環境モデル都市への応募について、採用に至らなかったのは残念だが、このような支援事業に対する準備に不足した点はなかつたか。(1)国や都からの政策支援の情報やアンテナを張るような事前の交渉・相談をどの

ように持っているのか(2)プロジ

創発する関係を築く区政に II  
民主・区民  
小林 俊史

環境モデル都市への応募について、採用に至らなかったのは残念だが、このような支援事業に対する準備に不足した点はなかつたか。(1)国や都からの政策支援の情報やアンテナを張るような事前の交渉・相談をどの

ように持っているのか(2)プロジ

ように持っているのか(2)プロジ

エクトを成功させる効果的な取り組みとして、特命の派遣職員を特別職等で短期に受け入れては、**区長** (1)国等の政策動向を踏まえた事業展開を図ることは、財源確保から重要。今こそ先手を取る気概をもって政策の流れを引き寄せる取組みを強化しなくてはならない(2)派遣職員の受入れを積極的に取り組む。

**問** 民間企業と住民の意見が創発する関係を築くために区が役割を果たすべき。(1)民間企業との連携、協働するアプローチをこれまでどのようにしていたのか(2)今後改善する点、見直す点(3)プロジェクトを実現可能な精度に高めるために、計画は策定途中の段階で公表し、様々な状況認識や発想、タイムリーな民間動向を受け入れられる姿勢で臨むことが大切では。

**区長** (1)区側が構想を持ち、企業へ協力をもちかけた側面が強い(2)構想の策定段階から情報をオープンし、広くアイデアや知識を集約し政策を立案することが重要(3)民間との連携の可能性を探りつつ個々のプロジェクトの性格を見極め、実現に向け最も効果的な手法と時期を選択。**問** シティセールスについて、(1)政策体系のなかで取り組む必要性は(2)文化政策推進プランへの位置付けは(3)これまでの地域ブランドとの連携及びセールスポイントの設定は。

**区長** (1)全庁的な都市政策として戦略的に取り組む(2)観光戦略とともに策定委員会で十分に検討(3)地域ブランドの活性化策を、シティセールスの観点から横断的にプロモーション活動を検討。**問** 池袋モンパルナスとアトリエ村は美術史上の文化的意義が大きい。これに注目する姿勢について、(1)シティセールスの視点(2)調査研究の推進体制は。**区長** (1)全国に向け発信できる最大の財産と認識(2)「仮称」西部地域複合施設にギャラリー等を



アトリエ村資料室

を設置し、今年度中に計画をまとめる。

**問** 椎名町駅前の西武鉄道所有の道路について、区道路認定を。**区長** 駅周辺整備計画を進める中で、関係者との協議を重ね、条件整理を進める。

**「支えあつ心が育つ豊島区を！」**  
目指して  
公明党  
進

**問** 発達支援について、(1)発達障害者支援モデル事業の取組みは(2)5歳児健診と発達相談の導入は(3)ライフステージに応じた一貫した支援は(4)人材養成は。**子ども家庭部長** (1)就学前の児童を対象に、作業療法士、理学療法士等の専門家による療育的要素を取り入れた遊びなどを通じ、子どもの社会性や集団の適応能力を養い、また、家族が子どもを深く理解し、正しい接し方を学ぶことで、育児不安を軽減できるプログラムの開発を予定(2)早期発見とその後の支援は一体で進めることが重要であるため、今後、区民に対する発達障害の理解を深める普及啓発活動を進めるとともに、診断後のケア体制の整備を含め、本区にふさわしい早期発見システムの構築を検討する(3)児童福祉分野のみならず、母子保健、教育、障害者福祉などの関係職員、学

識経験者及び医師などの専門家構成する会議体を設置する(4)医療的側面と福祉的側面それぞれの知識や技能が習得できる講習会や、保育園・幼稚園等の現場において蓄積した実例を基にした事例研究会などを実施し、その実務能力を高める。**問** 学校のアレルギー疾患への取組みについて、(1)区立学校のアレルギー疾患の有病率は(2)ガイドラインによる統一の対応は(3)ショック時のエビデン注射の取組みは(4)改築の際のシャワー室設置は(5)アレルギーに関する健康教育の充実を。**教育長** (1)平成19年度定期健康診断によると、眼疾患5.0%、鼻疾患5.4%、皮膚疾患4.0%、気管支喘息5.4%(2)学校生活管理指導表の取扱いやアドレナリン自己注射など、現場での実施には課題があると認識している(3)東京都教育庁において連絡会を立ち上げ、ガイドライン活用のための課題の洗い出しを始めたところであり、アドレナリンの代理注射などの結論はでない。連絡会での検討状況を踏まえ、本区でもできるだけ早期に具体化した(4)新築校では既に設置している。今後も標準的な設備として、設置するよう検討する(5)人権教育や道徳教育とも関連させながら、アレルギー疾患も含めた健康教育を展開していくことが不可欠である。

**問** 都市型災害対策について、(1)「ターミナル駅前滞留者対策訓練」の実施に向けての現状は(2)「外出者の行動ルール」等の



学校のアレルギー疾患への取組みは

周知徹底は(3)高層マンションへの防災設備設置義務化の早期具体化は。**区長** (1)各事業所内の安全確認や事業所災害対策本部の設置などの初動対応訓練、協議会メンバーによる「現地連絡調整所」の設置及び情報連絡訓練に加え、顧客を敷地内に一時待機させ、安全確認ができた後、時差帰宅させる滞留者の一斉帰宅抑制訓練が大きなポイントであり、関係者間の合意形成を図るべく、検討を進めている(2)膨大な滞留者に対して区や事業者が水やトイレを十分に提供することは、まず不可能である。したがって、外出者一人一人に、自分の身は自分で守るという「自助」の考え方をしっかりと自覚していただき、日ごろから自用水の水や携帯トイレを持ち歩くことを推奨していく。今年度、全戸配布する予定の防災パンフレットにも、外出者の行動ルールなどを掲載し、周知を図る(3)備蓄倉庫の設置、地域貢献施設としての防災用施設の設置や町会加入についての協議を義務付ける条例改正をする方向で検討している。**問** 高松二丁目付近の水害対策について、どう取り組むのか。**土木部長** 東京都豪雨対策基本方針の長期目標である時間75ミリ対策地域への指定に向け、関係機関に働きかけるとともに、下水道局と連携を図りつつ、浸水被害の抑制を図れるよう取り組む。

**「住まうは」**  
基盤  
日本共産党  
森 けん

**問** 「真に必要な住宅対策に取り組むこと」について、家計で

大きな割合を占める住宅費。失業・雇用不安、低賃金、物価高増税等、くらしの条件が、ますます悪化している中、住宅さえ確保できれば生活再建に見通しが立つ区民は多い。(1)公共住宅の供給について、①区営住宅の80戸増設計画は1戸も進んでいない。ただちに着手すべき。マスタープラン後期5年に乗せ、需要に見合った計画に②都営東鴨子アパートは区営住宅として整備すべき③福祉住宅の増設を④都の住宅政策審議会委員である区長は、都営住宅増設を働きかけるべき。**区長** ①可能な限り取り組んでいる。住宅政策審議会の中で目標量を明らかにする②特段の財源がないので断念した③引き続き課題とする④具体的方策について必要に応じ発言していく。**問** (2)家賃補助事業について、①子育て世帯への支援を実施すべき②ファミリー世帯住み替え家賃助成は充実させ、募集再開を③高齢者等住み替え家賃助成は元に戻すべき。**区長** ①住宅マスタープランの中で検討していく②再開には至らない③今後の課題とする。**問** (3)安心住まい提供事業について、民間住宅の空き家を活用し増設を、建物の老朽化やバリアフリーが必要な方なども入居できるように条件を緩和すべき。**区長** どちらも考えていない。

**問** (4)作成中の住宅マスタープランについて、これまでのプランの住宅供給計画未達成の反省を踏まえ、新プランには需要に見合った住宅供給を盛り込み、実効性のある内容とすべき。**区長** 住宅政策審議会の答申を待ち、政策に反映させていく。**問** 「都立大塚病院を都直営のまま存続すること」について、都の地方独立行政法人化(非公務員型)による民営化計画に、区民は危機感を抱いている。区長として断固反対し、先頭に立ち、働きかけるべき。**区長** 都の検討状況を慎重に見極めるが、万が一、民営化計画が浮上した場合、現在の医療機能が維持されるよう申し入れる。



都立大塚病院

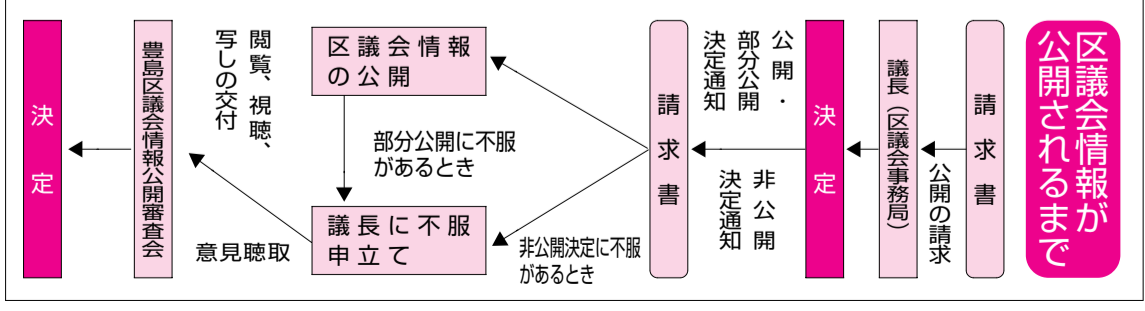
**問** 「地上デジタル放送対応策」について。地デジ完全移行の2011年7月まで3年足らず。テレビを観ることができなくなる地デジ難民が出ないよう万全の対策が必要。(1)区民への情報提供や問い合わせ窓口設置と、高齢者や低所得者への救済策の検討を(2)現在、アナログ波の電波障害対策として、原因者費用負担でサンシャイン60等の共同アンテナやケーブルテレビを利用している区民へ救済策を(3)地デジ移行後の電波障害対策実施を(4)国に低所得者対策等の補助金増額の要請を(5)国に地デジ完全移行延期の申入れをすべき。**副区長** (1)昨年プロジェクトチームを立ち上げたので、今後検討していく(2)既に地デジ対応型のテレビで視聴可能であり、救済策は講じない(3)区が障害の原因者に指導することは考えていない(4)必要があれば区長会として働きかける(5)2011年までに移行できるように努める。

**「インターネットによる議会中継(録画)を始めました」**

**豊島区議会情報公開制度について**

豊島区議会では、区民の皆さんの知る権利を保障し、公正で開かれた議会を実現するため、区議会の情報を公開しています。**◆請求できる情報**  
区議会事務局の職員が職務上作成・取得した文書等で、組織的に用いるものとして、議長が管理しているものです。**◆請求できる方**  
区内に在住・在勤・在学の方、区内に事務所・事業所などがある個人及び法人等ですが、それ以外の方でも、請求理由を明らかにすれば請求できます。**◆請求の窓口**  
所定の用紙に必要事項を記入して、区議会事務局に提出してください。用紙は事務局にあります。**◆公開の時期**  
請求を受けた日の翌日から原則として14日以内に公開の可否について決定し、文書で通知します。**◆公開の方法**  
議会情報の公開は、請求された方のご希望と情報の種類に応じて、閲覧、視聴、写しの交付等の方法で行います。**◆費用**  
写しの交付や送付にかかる費用は、請求者の実費負担となります。

**◆救済制度**  
議会情報の非公開などの決定に不服のある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることが出来ます。



平成20年第3回定例会から、インターネットによる議会中継(録画)を始めました。中継する会議は、本会議と予算・決算特別委員会です。会議等が終了した約3日後に、豊島区議会ホームページにて配信します。ぜひ、ご覧ください！  
アドレス  
<http://www.city.toshima.lg.jp/kugikai>